【趣 旨】子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

□ 赤字:従来の一時預かり事業 □ (幼稚園型)との相違点

【実施主体】「子育て安心プラン」に参加する市区町村

【要件】

(1) 実施場所

幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の 誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

- (※)本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)
- (3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

- (※)上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可
- (5) 職員資格
 - ・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)
 - (※)当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む
 - ・ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者
 - (※)本事業の担当職員のうちに、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

一時預かり事業(幼稚園型)による2歳児定期利用の制度概要②

(6)保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の 就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7)給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要(保存・加熱のための最低限の設備は必要)。

(8)保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価(子ども1人日額)】

基本分(8時間までの利用):1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間):230円~690円

	~8h	9h	10h	11h~
基本分	1, 850円			
長時間加算	_	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1, 850円	2, 080円	2, 310円	2, 540円

【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)
- 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。